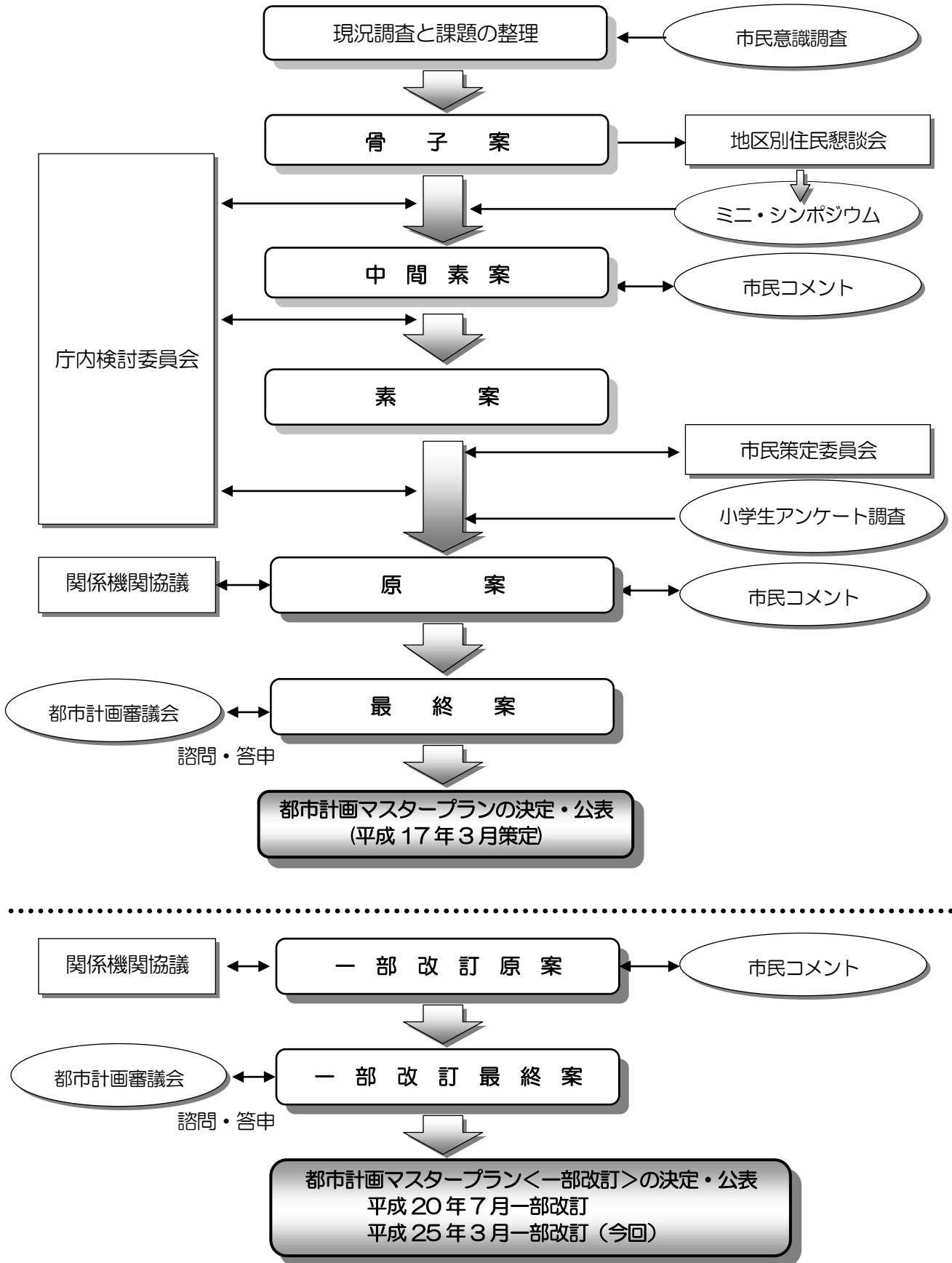


参考資料編



1 策定の経過

1. 策定の流れ



2. 策定の推移

<p>平成14年度 (現況調査・骨子案の作成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月 ・都市計画審議会へ報告 (H14年5月31日) ● 7月 ・市民意識調査 (H14年7月25日～9月15日)
<p>平成15年度 (素案の作成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 ・都市計画審議会へ報告 (H15年6月5日) ● 7月 ・第1回地区別住民懇談会 (H15年7月6日) ● ・第2回地区別住民懇談会 (H15年7月26日) ● 8月 ・地区別住民懇談会各地区タウンウォッチング (H15年8月～9月) ● 9月 ・第3回地区別住民懇談会 (H15年9月6日) ● 10月 ・第4回地区別住民懇談会 (H15年10月4日) ● ・第1回庁内検討委員会 (H15年10月9日) ● ・都市計画審議会へ報告 (H15年10月28日) ● 11月 ・第5回地区別住民懇談会 (シンポジウム準備会) (H15年11月22日) ● 12月 ・ミニ・シンポジウム (H15年12月13日) ● ・第2回庁内検討委員会 (H15年12月18日) ● 1月 ・第3回庁内検討委員会 (H16年1月29日) ● 3月 ・中間素案公表、市民コメント (全体構想) (H16年3月1日～15日)
<p>平成16年度 (原案の作成、マスタープランの決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月 ・第1回市民策定委員会 (H16年5月29日) ● 6月 ・小学生アンケート調査 (H16年6月4日～20日) ● ・第2回市民策定委員会 (H16年6月24日) ● 7月 ・第3回市民策定委員会 (H16年7月27日) ● 8月 ・第1回市民策定委員会自主ワーク (H16年8月12日) ● ・第4回市民策定委員会 (H16年8月25日) ● 9月 ・第2回市民策定委員会自主ワーク (H16年9月9日) ● ・第5回市民策定委員会 (H16年9月24日) ● 10月 ・第4回庁内検討委員会 (H16年10月4日) ● ・都市計画審議会へ報告 (H16年10月6日) ● ・市民策定委員会「市民からの提案」市長へ提出 (H16年10月14日) ● 11月 ・第5回庁内検討委員会 (H16年11月4日) ● ・市議会 (環境都市常任委員会) へ報告 (H16年11月30日) ● 12月 ・関係機関等、庁内関係各課との協議 (H16年11月～12月) ● 1月 ・原案公表、市民コメント (H17年1月17日～31日) ● 2月 ・都市計画審議会へ諮問・答申 (H17年2月9日) ● 3月 ・坂戸市都市計画マスタープラン (当初計画) の決定
<p>平成17年度 (マスタープランの公表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 坂戸市都市計画マスタープラン (当初計画) の公表
<p>平成19・平成20年度 (改定マスタープラン原案作成、マスタープランの決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月 ・関係機関等、庁内関係各課との協議 (H19年10月～11月) ● 12月 ・原案公表、市民コメント (H19年12月1日～H20年1月4日) (平成20年度) ● 6月 ・都市計画審議会へ諮問・答申 (H20年6月16日) ● 7月 ・坂戸市都市計画マスタープラン (一部改訂) の決定
<p>平成24年度 (改定マスタープラン原案作成、マスタープランの決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 9月 ・庁内関係各課との協議 (H24年9月) ● 11月 ・原案公表、市民コメント (H24年11月1日～12月3日) ● 1月 ・都市計画審議会へ諮問・答申 (H25年1月23日) ● 3月 ・坂戸市都市計画マスタープラン (一部改定) の決定

3. 坂戸市都市計画審議会（諮問・答申）

平成17年3月「坂戸市都市計画マスタープラン」

坂 都 発 第 1 0 号
平成17年1月11日

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一 様

坂戸市長 伊 利 仁

坂戸市都市計画マスタープランの決定について（諮問）

このことについて、坂戸市都市計画審議会条例第2条第1項第3号の規定により貴審議会の意見を求めます。

都 計 審 収 第 1 号
平成17年2月9日

坂戸市長 伊 利 仁 様

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一

坂戸市都市計画マスタープランの決定について（答申）

平成17年1月11日付け坂都発第10号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

坂戸市都市計画マスタープランの決定について、原案に賛成する。

平成20年6月「坂戸市都市計画マスタープラン<一部改訂>」

坂 都 発 第 6 1 号
平成20年5月15日

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一 様

坂戸市長 伊 利 仁

坂戸市都市計画マスタープランの変更について（諮問）

このことについて、坂戸市都市計画審議会条例第2条第1項第3号の規定により貴審議会の意見を求めます。

都 計 審 収 第 3 号
平成20年6月16日

坂戸市長 伊 利 仁 様

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一

坂戸市都市計画マスタープランの変更について（答申）

平成20年5月15日付け坂都発第61号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

坂戸市都市計画マスタープランの変更について、原案に賛成する。

平成24年3月「坂戸市都市計画マスタープラン〈一部改訂〉」

坂都発第140号
平成24年12月12日

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一 様

坂戸市長 石 川 清

坂戸市都市計画マスタープランの変更について（諮問）

このことについて、坂戸市都市計画審議会条例第2条第1項第3号の規定により貴審議会の意見を求めます。

都計審収第2号
平成25年1月23日

坂戸市長 石 川 清 様

坂戸市都市計画審議会
会長 清水 公一

坂戸市都市計画マスタープランの変更について（答申）

平成24年12月12日付け坂都発第140号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

坂戸市都市計画マスタープランの変更について、一部修正し原案に賛成する。

2 策定の体制（当初計画策定時）

1. 坂戸市都市計画マスタープラン市民策定委員会

(1) 市民策定委員名簿

※任期：平成16年5月～17年3月 【15名】（敬称略）

	氏名	備考
委員長	山 谷 弘 二	大家地区
副委員長	佐々木 真知子	入西地区
	小 林 梅 夫	三芳野地区
	大河戸 清	三芳野地区
	林 成 一	勝呂地区
	水 澤 宏 之	勝呂地区
	渡 辺 春 雄	坂戸地区
	今 井 孝 一	坂戸地区
	細 野 忠	入西地区
	小鹿野 勝	大家地区
	小 島 敏 輝	一般公募
	神 保 照 男	一般公募
	綿 貫 義 孝	いるま野農業協同組合
	房 野 洋	坂戸市商工会
	横 手 研 治	東洋大学（学生）



◆第1回市民策定委員会



◆第4回市民策定委員会

(2) 市民策定委員会設置要綱

坂戸市告示第13号

坂戸市都市計画マスタープラン市民策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成16年2月6日

坂戸市長 伊 利 仁

坂戸市都市計画マスタープラン市民策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づく坂戸市都市計画マスタープランの策定に資するため、坂戸市都市計画マスタープラン市民策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行い、市長へ提言するものとする。

- (1) マスタープランの原案の作成に関すること。
- (2) その他マスタープランに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

2. 坂戸市都市計画マスタープラン地区別住民懇談会

(1) 地区別住民懇談会委員名簿

※任期：平成15年7月～平成16年3月 【51名】(敬称略)

◆三芳野地区 【9名】	
大河戸 清	
大竹 衛	
檜又 浩	
楠山 正典	
栗原 一雄	
小林 梅夫	◎
斎藤 博	
神保 照男	
山本 徳朗	東洋大学(学生)

◆勝呂地区 【10名】	
新井 光正	
井上 富雄	
菊地 征男	
高島 健二	
根本 信介	
林 成一	◎
右田 秀幸	
水澤 宏之	
武笠 厚志	
大場 奈央	東洋大学(学生)

◆坂戸地区 【11名】	
新井 和子	
今井 孝一	
高柴 柳太郎	◎
土屋 富美子	
土屋 正道	
村田 金市	
保田 高樹	
横田 八枝子	
渡辺 春雄	
加納 麻里子	東洋大学(学生)
浪岡 音羽	東洋大学(学生)

◆入西地区 【10名】	
小川 忠臣	
梶田 義勇	
鎌田 孝一	
菊池 祥之	
楠山 恵子	
佐々木 真知子	
細野 忠	◎
前田 ジョイス	
伊藤 健	東洋大学(学生)
具 俊模	東洋大学(学生)

※ ◎はリーダー

◆大家地区 【11名】	
新井 敏夫	
小鹿野 勝	
小澤 勇	
鍛冶田 宙一	
小島 敏輝	
小林 一夫	
佐藤 邦夫	
比留間 一	◎
三浦 輝夫	
山谷 弘二	
横手 研治	東洋大学(学生)



◆地区別住民懇談会

(2) 地区別住民懇談会設置要領

地区別住民懇談会の設置要領

1 目的

地区別構想案の作成にあたっては、三芳野、勝呂、坂戸、入西及び大家の各地区毎に地区の課題や特性などを踏まえて、地区住民が主体となって検討することが重要であるため、「地区別住民懇談会」を設置するものである。

2 役割

地区別住民懇談会は、前年度の成果をもとに、市民コメント等で出た意見を勘案して、構成員が互いに意見を出し合い、地区の将来像や整備方針等を検討し地区別構想案を作成するものである。

3 位置付

坂戸市都市計画マスタープラン策定における地区別構想素案作成のための住民懇談会であり、庁内検討委員会と同等の役割を担うものである。

4 構成員

一般公募者（18歳以上で市内在住在勤在学者）及び区長会等の団体関係者により各地区10～15名程度の委員で構成する。

5 期間

平成15年の委嘱日から平成16年3月31日までとする。



◆入西地区

<地区別住民懇談会風景>



◆坂戸地区



◆勝呂地区



◆大家地区



◆三芳野地区

3. 坂戸市都市計画マスタープラン庁内検討委員会及び事務局

(1) 庁内検討委員名簿

※平成15年度～16年度（敬称略）

所 属	職 名	氏 名	備 考
都市整備部	次長	◎ 澤田 一成	
総合政策課	政策推進担当主幹 //	清水 憲一 吉田 博	(平成16年7月～)
庶務課	防災担当主幹 主席主幹	森田 文明 長沢 之幸	(平成16年4月～)
市民生活課	交通安全担当主幹 //	真仁田健一 小峯 博	(平成16年7月～)
農業振興課	農業担当主査	西村 好弘	
商工労政課	商工観光担当主幹	鷹島 言	
環境政策課	政策担当主査	栗原 徹	
福祉総務課	庶務担当主幹 庶務担当主査	小峯 博 小川 邦雄	(平成16年7月～)
高齢者福祉課	基幹型在宅介護支援担当主査	蔵西 章一	
道路課	管理担当主席主幹 管理担当主幹	宮澤 尚男 柏俣 三男	(平成16年7月～)
河川公園課	公園担当主幹	村野 正洋	
建築課	建築指導担当主査	根岸 正浩	
区画整理事務所	換地担当主査	吉田 亨	
学校教育課	学事担当主査	楠本 圭司	
生涯学習課	生涯学習担当主査 生涯学習担当副主幹	新井 仁 清水 廣道	(平成16年7月～)

※ ◎は委員長

※ 所属、職名は当時のもの

(2) 都市計画課事務局

主席主幹	石田 孝志
主 幹	近藤 友孝
副主席	柳田 勝彦
主 査	村下 輝男
主 査	福島 康高
主 任	吉澤 祐一
主 任	仲島 昭靖

(3) 市内検討委員会設置規定

坂戸市訓令第13号

本 庁
出先機関

坂戸市都市計画マスタープラン市内検討委員会設置規程を次のように定める。
平成15年5月15日

坂戸市長 伊 利 仁

坂戸市都市計画マスタープラン市内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づく坂戸市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定に資するため、坂戸市都市計画マスタープラン市内検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) マスタープラン素案の作成等に関すること。
- (2) その他マスタープランに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部次長のうちから市長が指名する。
- 3 委員は、別表に掲げる課又は所の職員のうちから委員長が指名する。

(会議等)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 3 委員は、必要に応じて地区別住民懇談会に出席するものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、この規程の施行の日から平成17年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

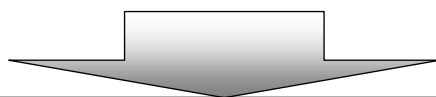
- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

③ まちづくりへの主な市民意向（当初計画策定時）

1. 市民策定委員会「市民からの提案」要旨

【坂戸市の将来像】

- 1. 水と緑の夢のあるまち 坂戸**
 ～恵まれた自然環境と共生し、水と緑を生かした住環境の中で誰もが住みたい・・・住み続けたいと思う『ホッとする夢のあるまち』にする。
- 2. 人にやさしいまち 坂戸**
 ～市民の交流を活発にし、世代、男女、業種、人種を問わず意志の疎通を図り、相互に助け合う『安心・安全な暮らしやすいまち』にする。
- 3. 活気あるまち 坂戸**
 ～まちの顔、まちの特産品を創造し、市民総意で次世代に託せる事の出来る『希望の持てる活気に満ちたまち』にする。



【まちづくりの目標】

- ① 人が集まり魅力を誇れるまちづくり
- ② 互助社会の充実したまちづくり
- ③ 市民が自立した協働のまちづくり

—将来像・目標を具体化するための6つのキーワードからの提案—

①自然（緑・水）	②安心・安全
③交通	④農業
⑤活性化（個性と魅力）	
⑥地域コミュニティ	



【実現に向けて】

市民として	行政として
～協働の意志と参加の理解を高めることが大切。 ○市民活動組織の立ち上げ。 ○市民活動を先導するリーダーの育成、また、けん引する核となる組織づくり。 ○身近な地域社会でのまちづくり協議。 ○都市計画マスタープラン地区別懇談会及び市民策定会議を継続し広げる。	○関連条例の制定。 ○専門組織の設定、専門的な人材の育成。 ○情報公開の徹底。 ○広報活動、啓発活動の拡大。 ○市民まちづくり団体への活動支援。 ○まちづくり専門家の派遣。

2. 地区別住民懇談会「まちづくり提言書」要旨

◆各地区まちづくりの理念と将来像

【三芳野地区】

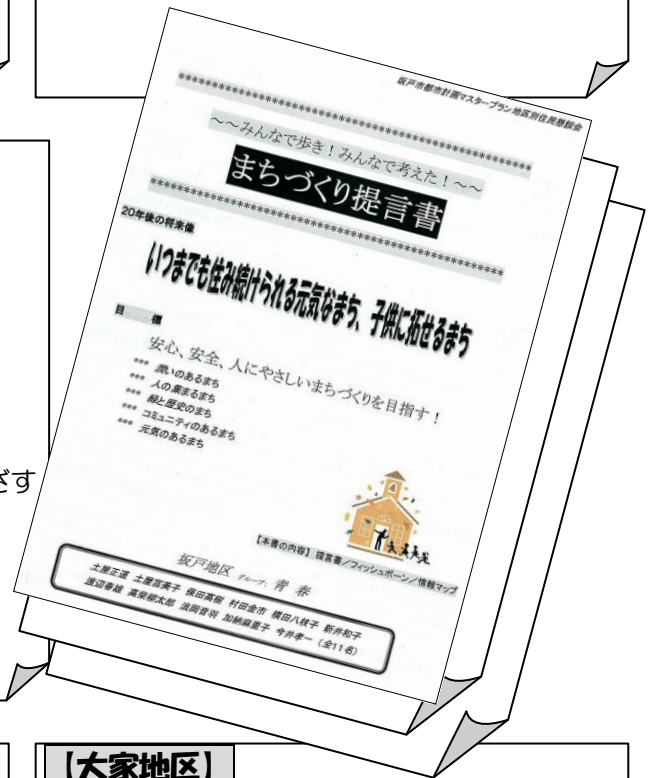
- ◆まちづくりの理念
「みんなで育てるまちづくり」
- ◆将来像
「水と緑と花にいだかれたまちづくり」
 - 恵まれた土地・水・農業
を生かしたまちづくり
 - 地産・地消のまちづくり
(地元で取れたものを食べる)
 - 高齢者の知恵を生かせるまちづくり
 - 環境保全と地元住民のための開発の推進

【勝呂地区】

- ◆まちづくりの理念
「暮らし重視のまちづくり」
- ◆将来像
「気持ちよく挨拶のできるまち」
 - すべてに安全・安心
 - 地域社会の会話・交流（井戸端会議）

【坂戸地区】

- ◆まちづくりの理念
「みんなの知恵と熱意でまちづくり」
- ◆将来像
「いつまでも住み続けられる元気なまち」
「子供に託せるまち」
 - 安心・安全、人にやさしいまちづくりをめざす
 - 潤いのある美しいまちづくり
 - 人の集まるまちづくり
 - 緑と歴史のまち
 - コミュニティのあるまち
 - 元気のあるまち



【入西地区】

- ◆まちづくりの理念
「互いに理解しあえる楽しいまち」
- ◆将来像
「あふれる自然、豊かな環境、
めざせ!!人から人への愛のてんこ盛り」
 - 安全で安心してくらせるまち
 - 思いやりのあるまちづくり
 - “ステキ”な自然を守ろう
 - 夢もてる農業
 - 未来を担う人づくり

【大家地区】

- ◆まちづくりの理念
「夢・希望・活き活き大家」
～皆んなで参加。夢と希望でまちづくり
- ◆将来像
「“夢”文化の香り高い
川と緑のまちの創造」
 - ～自然と共生・調和した「公園都市」をめざす
 - 水を守る
 - 緑を生かす
 - 道を創る
 - 人と人のハーモニー

3. 坂戸市都市計画マスタープラン ミニ・シンポジウム要旨

開催期日：平成 15 年 12 月 13 日（土）
 開催時間：午後 1 時 30 分～4 時 30 分
 場 所：勝呂公民館多目的ホール
 主 催：都市計画マスタープラン地区別懇談会
 ・坂戸市
 来場者数：約 150 名
 来 賓：坂戸市議会議長（神田久純）、坂戸市議会都
 市整備常任委員会委員長（石川清）
 プログラム：第 1 部「懇談会からのまちづくり提言」
 ～各地区提案発表と提言書提出～
 第 2 部「考えよう！ふるさと坂戸のまち
 づくり」～パネルディスカッション
 パネリスト：各地区懇談会代表者（5名）
 坂戸市長 伊利仁
 東洋大学工学部教授 尾崎晴男
 坂戸市都市整備部長 関原勝
 東洋大学工学部学生代表 大場奈央
 まちづくりアドバイザー 多田和美
 コーディネーター：まちづくりアドバイザー 宮武由里子



4. 坂戸市都市計画マスタープラン 市民コメント要旨

【中間素案 市民コメント】
 期間：平成 16 年 3 月 1 日～15 日
 内容：全体構想中間素案について
 主な意見：
 ・全体構想「人にやさしいまちづくり方針」に関連する防犯まちづくりについて

【原案 市民コメント】
 期間：平成 17 年 1 月 15 日～31 日
 内容：都市計画マスタープラン原案
 主な意見：
 ・全体構想一人にやさしいまちづくり、防災まちづくりについて
 ・地区別構想一坂戸地区、大家地区の将来イメージ、各方針などについて

【一部改訂原案 市民コメント】
 期間：平成 19 年 1 月 1 日～平成 20 年 1 月 4 日
 内容：都市計画マスタープラン一部改訂原案

◆広報 1 月号（H17 年）

主な意見
 ・片柳地区への商業集積に賛成

5. 坂戸市 市民意識調査要旨

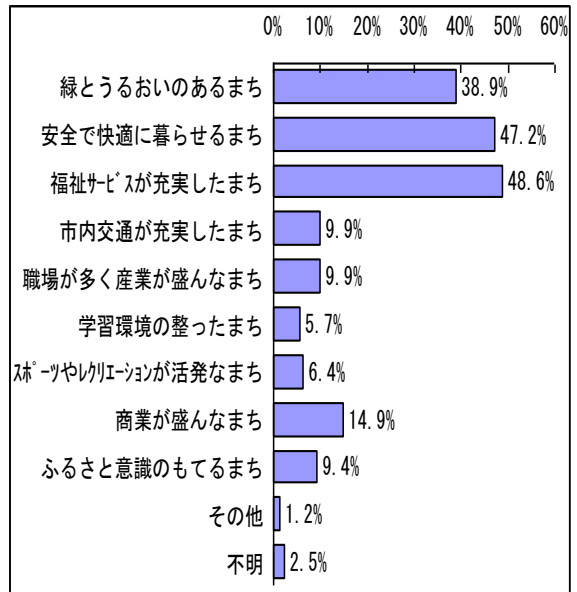
●調査対象・調査方法等

- ① 調査対象地域
坂戸市全域
- ② 調査対象者
坂戸市に居住する満20歳以上の男女個人
- ③ 調査対象者の抽出方法及び調査対象者数
住民基本台帳から、地区別人口、年齢別人口に応じた等間隔抽出法により、合計2,000人を対象に抽出
- ④ 調査方法
郵送配布、郵送回収
- ⑤ 調査期間
平成14年7月25日～9月15日

●回収結果

配布した2,000票のうち810票を回収、回収率40.5%

◆望まれる将来像



6. 坂戸市 小学生アンケート調査結果

●調査方法

- ① 調査対象
坂戸市内小学校1年生～6年生の児童
- ② 調査期間
平成16年6月4日～6月20日 締め切
- ③ 配布・回収方法
坂戸市内 各公民館・児童館・学童保育所にアンケート用紙配置(1,000票)、自由入手
○回収箱に投かん

●回収結果

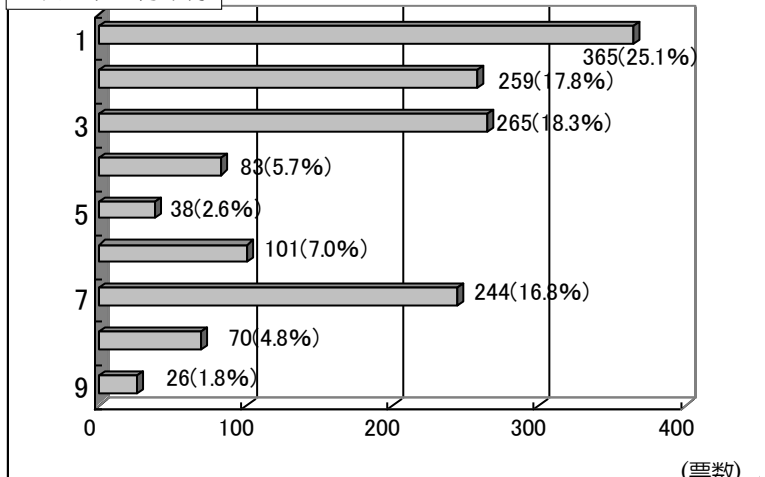
調査票1,000票のうち519票の回収、回収率51.9%

●調査項目

- 設問1 : 坂戸市の将来像
 設問2 : まちづくりへの参加意向
 設問3 : まちに対するアイデアや提案の自由記入・絵画

1. 川や水辺、たくさんの緑など、自然がいっぱいあるまち
2. 公園や広場、図書館などが多い、安全で気持ちよくくらするまち
3. おとしよりや子どもなど、みんなが安心して健康にくらするまち
4. 道路や鉄道など交通が便利でくらしやすいまち
5. 仕事が多くほかのまちとたくさん交流のある、活気や元気があるまち
6. にぎやかなお店があり、買い物に便利でたくさん人があつまるまち
7. スポーツやイベント、お祭りなど魅力いっぱい楽しいまち
8. 歴史や文化を大切にたふるさとと思えるまち
9. その他

◆坂戸市の将来像



4 広報・PR記事等

平成 15 年度

- 広報 4 月号 地区別住民懇談会メンバー募集
- 広報 8 月号 地区別住民懇談会開催お知らせ
- 広報 9 月号 住民懇談会ニュースお知らせ (第 2 回)
- 広報 11 月号 住民懇談会ニュースお知らせ (第 4 回) / ミニ・シンポジウム開催お知らせ
- テブコケーブルテレビ ミニ・シンポジウム開催お知らせ (11 月 16 日~12 月 6 日放送)
- 埼玉よみうり Voice ミニ・シンポジウム開催お知らせ (11 月 22 日掲載)
- 広報 12 月号 ミニ・シンポジウム開催お知らせ
- ミニ・シンポジウム開催掲示 (11~12 月 庁舎、各公民館等)
- 埼玉よみうり Voice ミニ・シンポジウム開催概要 (12 月 20 日掲載)
- 広報 1 月号 ミニ・シンポジウム報告
- 広報 3 月号 全体構想中間素案についての市民コメント募集

平成 16 年度

- 広報 3 月号 市民策定委員会委員募集
- 小学生アンケート実施掲示 (6 月 各公民館等)
- 広報 9 月号 小学生アンケート結果お知らせ
- 埼玉新聞 (10 月 4 日) 小学生アンケート調査の概要掲載
- 広報 1 月号 都市計画マスタープラン原案市民コメント募集

平成 19 年度

- 広報 12 月号 都市計画マスタープラン一部改訂原案市民コメント募集

平成 24 年度

- 広報 11 月号 都市計画マスタープラン一部改訂原案市民コメント募集

◆埼玉よみうり Voice (H15年 11月 22日)

◆広報 3 月号 (H15 年)

坂戸市都市計画マスタープランを策定しています

全体構想の中間素案について、皆さんの意見・提案を募集しています

全体構想の体系 (中間素案)

<分野別まちづくり方針>

- 1 土地利用方針
自然と共生し、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。
- 2 道路交通体系の整備方針
幹線道路網の強化や公共交通の充実と安心・快適な暮らしのまちづくりを進めます。
- 3 水と緑のまちづくり方針
ふるさと自然を育み、緑豊かでうるおいのある環境にやさしいまちづくりを進めます。
- 4 景観まちづくり方針
ふるさと景観を大切に育み、愛着と誇りをもてる景観づくりを進めます。
- 5 人にやさしいまちづくり方針
高齢者や障害者など、だれもが安心して生活できる人にやさしいまちづくりを進めます。
- 6 防災まちづくり方針
水害や地震などの災害に強く、安全に生活できるまちづくりを進めます。

※地区別構想は、今年度の地区別懇談会提言を踏まえ、来年度開催予定の市民策定委員会で検討していく予定です。

あなたの意見・提案をお待ちしています!

意見・提案の様式 原則として応募用紙としますが、住所(勤務地・学校名)、氏名、電話番号、性別、年齢を明記すれば、任意の様式でも結構です。応募用紙、応募箱及び案名は、市政情報コーナー(市役所1階)都市計画課窓口、各出張所、公民館、中央図書館にあります。

問い合わせ
都市計画課計画担当 (内線 534)

また、素案は市のホームページにも掲載してあります。
応募期限 3月15日(日) (必着)
応募先 郵便、ファックス、Eメールで送付または、応募箱に投かんしてください。
坂戸市役所都市計画課 庁舎 30102
92 坂戸市千代田1-1-1 FAX 283-1768 E-mail sakado@city.sakado.com
※ミニ・シンポジウムの概要と提言内容及び地区別懇談会の様子は、市のホームページでご覧いただけます。

坂戸市のまちづくりについて 小学生にききました



市では、都市計画マスタープランの策定にあたり、将来を担う小学生を対象とした、アンケート調査を実施しましたのでお知らせします。

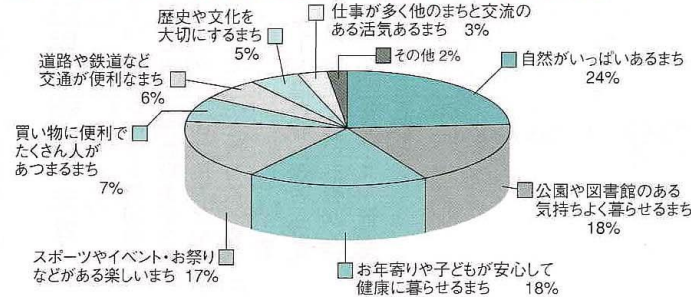
また、設問のほかにもまちづくりに対する積極的な意見や絵を多数いただきました。

この調査結果や絵は、都市計画マスタープランの策定に活用していきます。

調査の概要

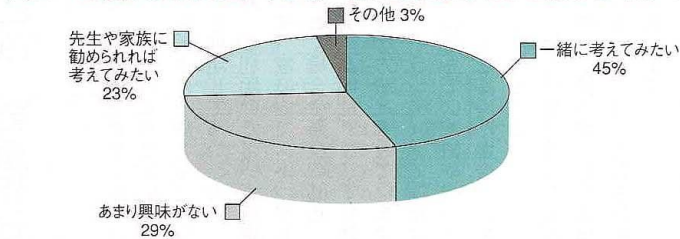
調査対象 市内の小学生
 調査期間 6月4日～20日
 調査用紙配布場所 各公民館・児童館・学童保育所
 調査結果 配布数 1,000票
 回収数 519票
 回収率 51.9%

問1 将来、坂戸市がどんなまちになればいいと思いますか？



将来の坂戸市はどんなまちがいいかについては、「自然がいっぱいあるまち」と答えた児童がもっとも多く、続いて「公園や図書館のある気持ちよく暮らせるまち」「お年寄りや子どもが安心して健康に暮らせるまち」「ス

問2 これからのまちづくりを一緒に考えてみたいと思いますか？



スポーツやイベント・お祭りなどがある楽しいまち」が多くなっています。
 また、「これからのまちづくりを」一緒に考えてみたい」と答えた児童が45%と半数近くを占めました。

問い合わせ
 都市計画課計画担当
 (内線534)

◆広報9月号 (H16年)



◆埼玉新聞 (H16年10月4日)

5 用語集

●あ 行

IC

インターチェンジの略。主として自動車専用道路と一般道路とを連結路により接続する道路施設。(Inter Change の略)

アクセス道路(ルート)

ある目的の所へ行くための道路。(経路)

一級河川

河川法に基づき、国土保全上、または国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川。

NPO(特定非営利活動法人)

行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織。(Non-Profit Organization の略)

延焼遮断帯

幹線道路や河川、鉄道、公園などの都市施設と沿道建築物の不燃化を組み合わせることにより火災の延焼拡大を阻止する帯状の不燃空間。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地を総称している。

●か 行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。下水道のない地域での水環境の汚染の防止に有効。

環境教育

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の重要性を認識して責任ある行動がとれるようにすることを地域社会へ広げていく教育。

幹線道路(都市幹線道路)

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、都市幹線道路、補助幹線道路に大別される。

既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって、市街地が形成されている地域をいう。

狭あい道路

車のすれ違いなどが困難な、通行に支障のある狭い道路。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るための道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。一般的に高速道路のこと。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものがある。

公共交通

電車、バス、タクシーなどの誰もが利用できる移動手段。

交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

高齢社会

一般的に高齢化が進行して、人口構成に占める高齢者の割合が高い社会をいう。国連の定義では、65歳以上の高齢者の割合が7%を超えた社会を高齢化社会といい、14%を超えると高齢社会となる。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりの意味などで使用される。

●さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業

都市計画法に揚げられた事業で、一定の地域を面的に開発または整備する事業のこと。土地区画整理事業等の事業がある。

自主防災組織

町内会・自治会・管理組合などを単位に構成されている防災組織のこと。災害時には近隣相互の助け合いのもと、防災活動を円滑に行うため、防災訓練の実施や防災活動用資材の確保、各家庭における日頃からの防災意識の高揚などの活動を行っている。

主要幹線道路

都市の骨格を構成するとともに広域的な都市相互を連絡する道路。

準用河川

河川法に基づく河川のうち、一級河川・二級河川以外の河川で、市町村長が指定した河川。一部の規定を除き二級河川に関する規定が準用される。

省エネルギー

エネルギーを効率的に利用し、消費量をできる限り少なくするよう努めること。

少子化

低い出生率のもとで子どもの数が減少する傾向のこと。

消防水利

火災時の消防活動に必要な消火栓や防火水槽などのこと。

条 例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

スマートIC（スマートインターチェンジ）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアから乗り降りができるように設置されるETC搭載車専用のインターチェンジ

生活道路

住宅地内などを通る生活に密着した道路。

●た 行

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

都市基盤施設

道路・公園・下水道など、様々な都市活動を支えるための施設。

都市計画区域

都市計画を策定する区域の単位となるものであり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域として県が指定する区域。

都市計画決定

道路や公園など生活に必要な施設の計画内容を一定の法的手続きにより、決定すること。

都市計画事業

都市計画法により認可または承認を受けて行われる道路や公園などの都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査審議するため設置された付属機関の総称で、都道府県都市計画審議会、市町村都市計画審議会の2種がある。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の1つで、都市計画決定された道路のこと。

土地区画整理事業

地区内の土地所有者から土地の一部を提供してもらい(減歩)、その土地を道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することにより、居住環境を向上し、区画を整形化して利用増進を図る事業。

●な 行

二級河川

一級河川以外の水系であり、公共の利害に重要な関係がある河川で、都道府県知事が指定したもの。

ネットワーク

「網細工、網の目のような組織」の意味であり、ここでは市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

ノーマライゼーション

障害者も健常者もすべての人が一緒に暮らす社会こそが正常であるという福祉のあり方についての考え方。

ノンステップバス

車イスの利用者や高齢者、障害者など、誰でも乗降しやすいよう、床を低くし、乗降口の階段をなくしたバス。

●は 行

排水路・排水施設

降雨時に水はけをよくし、浸水や河川の溢水(いっすい)を防ぐための道路側溝等の施設。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することを目指す。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去から、より広義的に障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味。

ビオトープ

ドイツ語の Bio(生命)と Tope(場所)との合成語。野生生物が共存共生できる生態系を持った場所や空間のこと。

避難道路

災害時に著しい被害が発生するおそれのある地域等において、市民を避難場所へ安全に避難させる道路。

避難場所

災害時に著しい被害が発生するおそれがある地域等において、市民が避難することができる安全な場所。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等にゴミ等を捨てること。

壁面後退

建物を建築する際に、日照、通風を確保し、街なみや隣家との柔らかな緩衝帯を形成するためのスペースを確保するため、壁面を隣地から離すこと。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために、建築物の構造を制限することにより不燃化を図るなどの、都市計画法で定める地域地区の1つのこと。

防災拠点

地震などの大規模災害時に、地域住民などが一定期間の避難生活をする場所。

補助幹線道路

幹線道路と生活道路とを連絡し、近隣住区内に目的を持つ人々が、日常的に利用する幹線的な道路。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた緑のある小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、チョッキのポケット程度の公園という意味。

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

●ま 行

まちづくり支援組織

住民組織の自主的なまちづくり活動、社会貢献活動、公益的な活動に対して、財政、技術的、人的支援を行い、市民と行政の橋わたし役となる支援組織(主に運営は社団法人、財団法人等)。

未利用地

市街地内における工場の跡地や不耕作地など、土地利用が行われていない土地のこと。

●や 行

ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者だけでなくだれもが使いやすいように配慮された施設などのデザイン。

●ら 行

ライフスタイル

一般的には生活様式を示し、衣食住のみではなく、交際や娯楽なども含むくらしぶり。更に生活に対する考え方や習慣をも含む意味でも使用される。

リサイクル

資源の再生利用・循環使用のこと。システムとして確立することにより、環境への負荷低減や省資源・省エネルギー、ごみの減量化などの効果が期待できる。

緑地協定制度

都市緑地法に基づく制度。地域の人々の合意で、緑豊かなまちをつくる約束を交わす制度。

レクリエーション

休養、娯楽。精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動。

●わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動。

坂戸市都市計画マスタープラン〈平成24年度一部改訂〉



発行 坂戸市

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

電話 049-283-1331 (代表)

企画・編集 坂戸市都市整備部都市計画課



坂戸市都市計画マスタープラン

〈平成 24 年度一部改訂〉

平成 25 年 3 月

発行 坂戸市



環境に配慮して再生紙と大豆油インキを使用しています。